

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）

2008年4月より、75歳以上の高齢者を対象に「後期高齢者医療」という、新たな制度が始まります。

しかしこれは、高齢者を中心にした患者負担増、保険給付削減が中心に据えられ、医療給付費の抑制をすすめるものとなっています。

第1は、保険料のあらたな負担と年金天引きです。75歳以上の後期高齢者は、健保・国保の扶養家族で負担0の方にも新たな保険料負担が生じます。政府の試算でも、保険料は月額6、200円、年額74、400円となります。大分県は全国平均より相当高くなると言われています。

第2は、現行制度にない厳しい資格証明書の発行です。保険料を滞納すれば、「保険証」から「資格証明書」に切り替えられ、保険証をとりあげられてしまいます。

第3は、医療内容の悪化です。医療内容は別立ての診療報酬が計画されています。十分に医療が受けられなくなる可能性があるなど、多くの問題点をかかえています。高齢者への情け容赦ない負担増などは到底納得できません。

つきましては、下記事項について意見書を提出いたします。

記

- 1、高齢者の生活実態に即した保険料とするために国の負担を増やすこと。
- 2、年齢によって治療が制限されることのないよう、これまで通り必要な治療が受けられるようにすること。
- 3、資格証明書の発行や給付の差し止めを行わないこと。
- 4、特定検診・特定保健指導を後退させないための予算措置をおこなうこと。
- 5、同制度の4月からの実施は中止し、高齢者、自治体など関係者の意見をよく聞き、制度の抜本的見直しをおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

2007年 月 日

大分県後期高齢者医療広域連合議会